

今月の言葉

好奇心はいつだって新しい道をおしえてくれる

管理部

GW 期間中の交通事故と安全対策について

今年のGWは10連休となる方々も多く交通量が増える為、事故も例年より増加する見込みです。連休中は過労による運転も多くなりますので特に高速道路の利用では、事前に渋滞予測などを確認して、時間に余裕をもった計画が大切です。また JAF によると連休中のトラブルで多いのは、渋滞中のエアコンなどの使い過ぎによるバッテリーあがり約 30%、タイヤのトラブルが約 20%です。自動車の安全確認を怠らないようにしましょう。



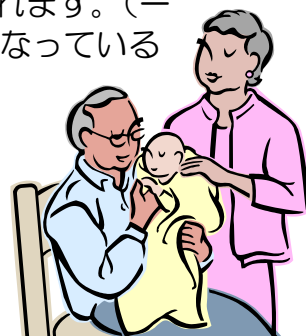
出産・育児に関する給付

出産育児一時金

被保険者およびその被扶養者が出産したときには、出産育児一時金が支給されます。(一児につき42万円支給されます。)健康保険協会から病院に直接支払う仕組みになっているので、出産費用としてまとまった額を事前に用意する必要はありません。

出産手当金

産前産後(産前42日、産後56日)に出産のために会社を休み、給与の支払いを受けなかった場合には出産手当金が支給されます。出産手当金を受けるには、退社していないことが条件です。ただし、退職日まで被保険者期間が継続して1年以上あり、かつ退職日までに出産手当金の支給を受けている場合には、退職後も引き続き出産手当金を受けることができます。



育児休業給付金

1歳未満の子を養育する従業員が、会社に申出をすることで育児休業を取得できます。育児休業を取得するには、「継続して1年以上勤務している者」など条件がありますので、事前に担当者に確認をしてください。育児休業は原則、子が1歳になるまでの間取得できます。また、保育園に申込みをしているが、入園できない場合など一定の条件を満たした場合は1歳6ヵ月まで延長できます。(2018年10月より、再度申請を行えば、最長2歳まで延長できるようになりました。)育児休業中は給料の支給はありませんが、育児休業給付金が支給されます。また、育児休業中は、社会保険料は免除されます。

ゴールデンウィークの休暇について

4月27日(土)~5月5日(日)まで伸栄総合サービスの事務所はお休みです。この間は多くの事業所がお休みになります。普段は仕事の緊張感から節度ある生活が維持できますが、長期の休暇ではそのリズムが狂いがちになります。体調管理をしっかりとって、休み明けにはしっかり出勤できるようにしましょう。

